

## 京都府民総合交流プラザ内保育所運営委託業務募集要項

平成29年5月11日

京都府民総合交流事業団

京都府民総合交流プラザ内保育所運営委託業務に係る公募公告（平成29年5月11日付け京都府民総合交流事業団公告、以下「公告」という。）に基づく公募については、関係法令及び公告に定めるもののほか、この京都府民総合交流プラザ内保育所運営委託業務募集要項（以下「募集要項」という。）によるものとする。

- 1 公募公告日 平成29年5月11日（木）
- 2 契約担当者 一般財団法人 京都府民総合交流事業団 理事長 園田能夫
- 3 担当部局 〒601-8047 京都市南区東九条下殿田町70番地・京都テルサ東館2階  
一般財団法人 京都府民総合交流事業団・京都府男女共同参画センター  
電話番号 075-692-3433  
FAX 番号 075-692-3436  
電子メール [info@kyoto-womensc.jp](mailto:info@kyoto-womensc.jp)
- 4 公募に付する事項
  - (1) 業務の名称及び数量  
京都府民総合交流プラザ内保育所運営委託業務 一式
  - (2) 業務の内容  
京都府民総合交流事業団及び京都府民総合交流プラザ内の職員の児童を対象にした事業所内保育所の運営委託業務
  - (3) 業務の履行期間  
平成29年7月1日から平成32年3月31日まで
  - (4) 業務の履行場所  
京都市南区東九条下殿田町70番地・京都テルサ東館1階
  - (5) 業務の仕様等  
別添「京都府民総合交流プラザ内保育所運営委託業務仕様書」（以下「業務仕様書」という。）のとおり

## 5 応募資格

応募する者は、(1) から (5) に掲げる要件をすべて満たしていなければならない。

- (1) 「地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)」第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2項に掲げる暴力団及びそれらの利益となる活動を行う者でないこと。
- (3) 京都府府税、消費税及び地方消費税を滞納していない者であること。
- (4) 過去5年以内に児童福祉法第59条第5項の規定により、事業の停止又は、施設の閉鎖を命じられたことがないこと。
- (5) その他、法令に違反していないこと。

## 6 応募手続等

### (1) 募集要項、参加申請書及び企画提案書等の交付

ア 交付期間 平成29年5月11日(木)から平成29年5月31日(水)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く。)の午前9時から午後5時まで。

イ 交付場所 3の場所において交付する。なお、本事業団ホームページからダウンロードすることも可能である。

### (2) 参加申請書等の提出

ア 提出期間 (1)のアに同じ

イ 提出場所 3の場所に同じ

ウ 提出方法 提出期間の午前9時から午後5時までの間に持参により提出することとし、郵送又は電送等その他の方法による提出は認めない。

#### エ 提出書類

- ① 参加申請書(参加様式1)
- ② 誓約書(参加様式2)
- ③ 府税納税証明書(交付を受けて3ヶ月以内のもの。写し不可)
- ④ 消費税及び地方税納税証明書(交付を受けて3ヶ月以内のもの。写し不可。)

### (3) 質問及び回答

ア 受付期限 平成29年5月23日(火)午後5時必着

イ 質問方法 3に記載の電子メール又はFAXによる。持参または郵送の方法は認めない。

#### ウ 質問様式等

様式は自由とするが、以下の点に留意して記載すること。

- ・ 件名は、「京都府民総合交流プラザ内保育所運営委託業務に関する質問」とすること。
- ・ 質問者の業者名、部署名、氏名、電話番号、FAX番号、電子メールアドレスを記載すること。

- ・ 質問内容を端的に表す表題を本文の冒頭に記載すること。
- ・ 審査に関する質問については行わないこと。

エ 回答日時 随時

オ 回答方法 質問者に対して電子メール又はFAXで回答、また、回答内容は本事業団ホームページに掲載する。

#### (4) 企画提案書等の提出等

ア 提出期間 平成29年5月11日(木)から平成29年6月2日(金)まで(土曜日、日曜日、祝日を除く)の午前9時から午後5時まで

イ 提出場所 3の場所に同じ

ウ 提出方法 (2)のウに同じ

エ 提出書類及び添付書類

① 企画提案書(提案様式1)

② 事業者(法人)概要書(提案様式2)

・ 法人にあつては、直近の損益計算書、貸借対照表及び剰余金又は欠損金の処理状況を明らかにした書類(写し)を添付すること。

・ 個人にあつては、直近の所得税確定申告書(所得税青色申告決算書含む。写し)を添付すること。

③ 京都府民総合交流プラザ内保育所運営委託業務企画提案書(提案様式3)

・ 別紙、提案項目1から提案項目5について、「京都府民総合交流プラザ内保育所運営委託業務仕様書」を踏まえ、提案すること。説明資料等がある場合は、添付すること。

④ 経費見積書(提案様式4)

・ 平成29年7月1日から平成32年3月31日までの京都府民総合交流プラザ内保育所運営委託業務に係る経費見積額(消費税を含まない)及び経費見積額積算内訳並びに1時間当たりの委託単価を記載すること。

・ 経費見積額は、金54,700,000円(消費税を含まない)以内とすること。

オ 提出部数

エの①については、1部、②から④については10部提出すること。

#### (5) 説明会の日時及び場所

ア 日時

平成29年5月17日(水)午後1時から

イ 場所

京都市南区東九条下殿田町70番地・京都テルサ 西館3階 第4会議室

## 7 本業務に関する仕様

「京都府民総合交流プラザ内保育所運営委託業務仕様書」のとおり

## 8 業務受託予定者の特定

### (1) 特定方法

提出書類の内容及びプレゼンテーションの内容を基に、意見聴取会議の委員が企画提案書等により評価して、京都府民総合交流事業団が本業務委託契約の相手方を特定する。ただし、応募者が1者のみの場合であっても、審査結果によっては業務受託予定者が特定されないことがある。

### (2) 意見聴取会議の開催

#### ア 日時

平成29年6月12日（月）午後1時

#### イ 場所

京都市南区東九条下殿田町70番地・京都テルサ 西館2階 リハーサル室

### (3) 結果の通知

特定後、すべての応募者に対し、特定、非特定の旨を通知する。

## 9 特定の取り消し

(1) 業務受託予定者が次の要件のいずれかに該当する場合には、業務受託予定者の特定を取り消すことがある。

ア 5の応募資格を有しない場合又は失った場合

イ 企画提案書等の提出書類に虚偽の内容が記載されていた場合

ウ 特定後に行う事業実施に関する本事業団と業務受託予定者間の協議において、本事業団が求める条件を満たせない等不相当であると判断した場合

(2) 特定取り消しがあった場合、この募集において審査された順位に基づき、特定された者の次順位以降の者と業務委託に関する協議を行う場合がある。

## 10 特定後の手続き

業務受託予定者の特定後、業務受託予定者と本事業団で業務委託に関する詳細の協議を行い、平成29年7月1日を目途に契約を締結する。

## 11 その他

(1) 提出書類等に虚偽の記載があった場合は無効とする。

(2) 提出書類等について、提出後の追加及び変更は認めないが、審査に必要な書類等の追加提出を求める場合がある。

(3) 提出書類等は、審査等が終了しても返却しない。

(4) 申請等にかかる費用は、全て申請者の負担とする。

(5) 提出書類等の作成に用いる言語、通貨及び単位は、日本語、日本円、日本の標準時及び計算法(平成4年法律第51号)に定める単位に限る。

次に示す提案項目 1～5 の内容が記載された書類をそれぞれ提出すること。(様式任意)

提案項目	記載内容
1 保育所運営内容について	①保育理念・運営方針 (保育所運営にあたっての基本的な考え方、目標) ②保育内容 (考え方、デイリープログラム、年間保育計画・保育指導計画・行事計画等) ③子どもの健康管理・衛生管理(考え方との方策) ④安全管理(考え方との方策) ⑤保護者との連絡・連携(考え方との方策) ⑥苦情処理体制(考え方との方策) ⑦本事業団との連絡・連携・運営状況の報告 (連絡体制、保育日誌・業務報告書等本事業案への報告様式)
2 人員計画・雇用管理について	①職員の配置計画・勤務体制 (考え方、配置基準(常勤・非常勤の別、実務経験年数も含めて)、職員のシフト体制、職員定着のための取り組み方針、不測の事態への対応等) ②職員の研修・資質向上(考え方、研修計画、取り組み事例) ③職員の健康管理(定期健康診断、予防接種等)
3 保育内容等の変更時の対応について	①定員の増員の対応(考え方、取り組み事例、委託料の考え方(年間所要推計等)) ②延長保育への対応(考え方、取り組み事例、委託料の考え方(年間所要推計等)) ③一時保育への対応(考え方、取り組み事例、委託料の考え方(年間所要推計等))
4 円滑な事業開始について	①事業開始までのスケジュール
5 自由提案	①その他委託業務に係る独自の提案事項等
6 経費支出	履行期間の委託料見積